

[021]教育経営学研究紀要目次等

<https://hdl.handle.net/2324/2230977>

出版情報：教育経営学研究紀要. 21, 2019-03-29. The Laboratory of Educational Administration,
Educational Law Graduate School of Kyushu University

バージョン：

権利関係：

『教育経営学研究紀要』編集規程

1. 本紀要は『教育経営学研究紀要』と称する。
2. 本紀要は、教育法制研究室在籍者及び関係者の研究論文、研究ノート、実践報告を掲載し、併せて文献・資料の紹介、その他研究室活動に関連する記事を掲載する。
3. 1) 本紀要の編集は編集委員会の責任のもとで行い、原則として毎年度1号を刊行する。
2) 編集委員会は、本研究室の教員、大学院生代表および本研究室出身者代表により構成される。
3) 編集委員会に関するその他の細目は別に定める。
4. 論文等は、外部査読者を含む編集委員会によって審査され、その掲載の可否について検討される。
5. 本紀要の著作権は教育法制研究室に帰属する。ただし著者自身が使用する場合は許諾を得る必要はない。著作物の使用許諾については、著作者の意向を尊重しながら、編集委員会の裁量で決定する。
6. 本紀要に記事を掲載しようとする者は、所定の投稿規程及び執筆要領に従い、教育法制研究室に送付するものとする。執筆者は、原稿を送付したときをもって教育法制研究室に対し著作権を譲渡したものとする。
7. 紀要編集委員会宛に送付された原稿は、原則として返還しない。
8. 本紀要の編集事務についての通信は、下記宛てとする。

〒819-0395 福岡市西区元岡 744 イースト 1 号館 4F

九州大学大学院人間環境学府教育法制・教育行政学研究室

『教育経営学研究紀要』投稿規程

1. 本紀要に投稿できる執筆者は、教育法制研究室在籍者及び関係者（編集責任者が寄稿を依頼した者または投稿を認めた者）とする。
2. 本紀要に投稿する原稿の種類は、研究論文（特集論文及び個人論文）、研究ノート、実践報告、資料紹介、書評（図書紹介）とする。
3. 原稿は未発表のものに限る。ただし、口頭発表、プリントの場合はこの限りではない。
4. 原稿は別に定める執筆要領に従ってパソコンで作成する。
5. 原稿の分量は以下の通りとする。ただし特別の事情があると認められる場合はこの限りでない。
 - (1) 研究論文
1 論文 14,000 字以内
 - (2) 研究ノート
1 記事 14,000 字以内
 - (3) 実践報告・資料紹介
1 記事 10,000 字以内
 - (4) 書評（図書紹介）
1 記事 5,000 字以内
6. 図表がある場合は本文に換算する。その際、図表は本文中に挿入しておく。
7. 原稿には、本文のほかに、英文による表題を添付して提出する。
8. 原稿は、指定した期日までに電子データを提出する。データの送付は別に定める方法により行う。
9. その他必要な事項については編集責任者の合議にて決定する。
10. 本規程の改廃は編集責任者の合議にて行う。